

# 県による保険給付の点検に係る方針

平成30年8月

香川県健康福祉部医務国保課国民健康保険室

## 1 方針の目的・趣旨

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 75 条の 3 から第 75 条の 6 までの規定に基づき、平成 30 年度以降、県において、広域的又は医療に関する専門的な見地から保険給付の点検調査等を行うことが可能となった。

市町においては、これまでも国保保険者として保険給付の点検調査を実施しているところであるが、これまで個別市町だけで実施することが難しかった広域的又は医療に関する専門的な見地から、県が保険給付の点検調査を行うことにより、より効果的かつ効率的な点検調査の実施が期待されているところである。

このため、市町による保険給付の適正な実施を確保し、保険給付費等交付金を適正に交付するために、県で実施する保険給付の点検調査等に係る方針を定めるものである。

## 2 県による保険給付の点検調査

### (1) 広域的な見地による点検調査

ア 県内の市町間異動があった被保険者を絞り込み、同一被保険者の診療報酬明細書等（以下「レセプト」という。）を概ね 2 ヶ月以上まとめて抽出し、診療報酬の算定にあたって、期間や回数のある項目について重点的に縦覧点検を行う。

イ 被保険者等から不正請求の疑いがある旨の情報提供を受けた保険医療機関に係る被保険者のレセプトを抽出し、診療報酬の算定方法や点数の誤りがなにか重点的に点検を行う。

### (2) 医療に関する専門的な見地による点検調査

ア 法第 41 条第 1 項の規定に基づき実施する保険医療機関等の指導における指摘事項に係る継続的な給付点検を行う。

イ 会計実地検査において疑義が指摘され返還を行った保険医療機関等における返還対象とされた事項に係る継続的な給付点検を行う。

## 3 点検調査の方法

### (1) 市町へのレセプト提出の求めについて

国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成 29 年厚生労働省令第 111 号）第 1 条に規定される情報（以下「レセプト情報等」という。）については、県医務国保課に設置する国保総合端末（以下「県端末」という。）からレセプトを閲覧することにより市町からの提出と代える。

なお、県が閲覧したレセプト情報等については、定期的に該当市町へ報告するものとする。

#### (2) 点検調査に係る安全管理措置について

個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止のため、別途定めるセキュリティ管理要綱等により、医務国保課長がレセプト情報等を閲覧できる県職員を指定し、アクセス制限等の安全管理措置を講じるものとする。

#### 4 再審査の求めについて

県は、3の(1)により閲覧したレセプト情報等のうち、市町による保険給付が法その他関係法令の規定に違反し、又は不当に行われたおそれがあると認められるときは、法第75条の4第1項の規定に基づき、当該市町又は香川県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に対し、理由を付して保険給付について再審査請求を行い、再度の考案を求めることとする。

再審査請求を受けた市町又は国保連合会は、法第75条の4第2項の規定に基づき、再審査の求めに係る保険給付について再度の審査を行い、その結果を知事へ報告しなければならない。

#### 5 保険給付の取消しの勧告について

前項による再審査の求めにも関わらず、当該再審査の求めに係る保険給付の全部又は一部を取り消さない場合であり、当該保険給付が違法又は不当に行われたものと認められるときは、県は、法第75条の5の規定に基づき、当該市町に対し、市町からの意見聴取を行ったうえで、当該保険給付の全部又は一部を取り消す勧告をするものとする。

#### 6 保険給付費等交付金の減額について

県は、前項による取消勧告を行っても、なお、市町が取消しを行わなかった場合、法第75条の6の規定に基づき、当該勧告に係る部分について保険給付費等交付金(普通交付金)の減額について検討を行う。

なお、県は、保険給付費等交付金を減額する際は、香川県国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、当該市町に対しその旨を通知し、弁明の機会を付与するものとする。

## 7 点検調査に係る関係部門との連携について

### (1) 庁内関係部門との連携

医療に関する専門的な見地から給付点検調査を行う場合、県が保有する各種情報を活用することが想定される。そのため、庁内関係部門から、該当事案があった場合に速やかに情報提供を受けられるよう連携体制の構築を図る。

### (2) 四国厚生支局との連携

給付点検調査の結果、特に保険医療機関等について不正事案が疑われる場合、法第 41 条第 1 項の規定に基づく保険医療機関等の指導を検討するため、四国厚生支局に情報提供を行うなど連携を図る。